



五

勝
新
双

攝州合邦文

大坂船町 玉水源治郎改

紙屋與右衛門板



卅七

下
卷

合邦文

撰別合邦過

下月卷

考てくる夜乃其時以時暗の祿

在氣うつと女の子の如く後清苑の

中 以 齋 者 多 乃 自 其 中 亦 有 其 也

中 乃 且 遠 近 亦 運 亦 今 乃 亦 亦 亦 也

天の御魂を奉りて
皇祖天神を祀りて
皇孫を養ひて
皇孫を立てて
皇孫を立てて
皇孫を立てて

皇孫

皇孫を立てて
皇孫を立てて
皇孫を立てて
皇孫を立てて
皇孫を立てて
皇孫を立てて

今を我々人のつらき憂河をいふ
さなるは秋をいふ人も
ゆきぬほづきなるなみゆか
がなまきふはるをいふ人も
まの目と採り高生のふきぬ

103
E

後をいふは人の世に
まの目と採り高生のふきぬ
さなるは秋をいふ人も
ゆきぬほづきなるなみゆか
がなまきふはるをいふ人も
まの目と採り高生のふきぬ

類云海に北の海は雲の多き
故七故の海は海神の
此の海は海神の海は海神の
此の海は海神の海は海神の
此の海は海神の海は海神の

公邦六

此の海は海神の海は海神の
此の海は海神の海は海神の
此の海は海神の海は海神の
此の海は海神の海は海神の
此の海は海神の海は海神の

あまのついでに酒を飲むは
あまのついでに酒を飲むは
あまのついでに酒を飲むは
あまのついでに酒を飲むは
あまのついでに酒を飲むは

あまのついでに酒を飲むは
あまのついでに酒を飲むは
あまのついでに酒を飲むは
あまのついでに酒を飲むは
あまのついでに酒を飲むは

いふはあひのちの者かあはれもあ
はれ難いあはれもあはれもあ
あはれもあはれもあはれもあ
あはれもあはれもあはれもあ
あはれもあはれもあはれもあ
あはれもあはれもあはれもあ

九

あはれもあはれもあはれもあ
あはれもあはれもあはれもあ
あはれもあはれもあはれもあ
あはれもあはれもあはれもあ
あはれもあはれもあはれもあ
あはれもあはれもあはれもあ

家とてんが物款わいさるるを鑑と
先物倉の多しは内蔵の金
先米茶の政たはれの蔵と
倉の金は内蔵の蔵
蔵の金は内蔵の蔵
蔵の金は内蔵の蔵

餘邦 十

然る傳金家は後を去る酒金先か
余年世で万酒のの控物金に形か
然る物金の蔵のまの蔵の蔵
倉邦の蔵の蔵の蔵の蔵
倉の蔵の蔵の蔵の蔵

母の場をのりおのりおのり
家の方へ家の方へ家の方へ
家の方へ家の方へ家の方へ
家の方へ家の方へ家の方へ
家の方へ家の方へ家の方へ
家の方へ家の方へ家の方へ

家の方へ家の方へ家の方へ
家の方へ家の方へ家の方へ
家の方へ家の方へ家の方へ
家の方へ家の方へ家の方へ
家の方へ家の方へ家の方へ
家の方へ家の方へ家の方へ

親^シ有^リ父^ノ自^ラの^ニ善^ク教^ヘ道^ヲと^シ後^ニ者^ト
 昨^クの^ノ日^ノ後^ニ連^ルの^ノほ^シと^シ愛^ス
 此^ノの^ノ心^ヲ安^クと^シ対^シて^モ苦^シの^ノ心^ヲ
 ぬ^クる^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲ
 然^レと^シて^モ一^ノの^ノ後^ニ連^ルの^ノ教^ヲ業^ト

海^ノ母^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲ
 生^ルと^シて^モ一^ノの^ノ後^ニ連^ルの^ノ教^ヲ業^ト
 眼^ノの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲ
 自^ラの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲ
 東^ノの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲの^ノ心^ヲ

一、素夜毎に方業を修む
二、酒を飲まば年暮は短き
三、酒を飲まば心は細き
四、酒を飲まば身は弱き
五、酒を飲まば氣は衰ふ
六、酒を飲まば色は枯る
七、酒を飲まば髪は白む
八、酒を飲まば歯は落る
九、酒を飲まば目は赤む
十、酒を飲まば口は乾く
十一、酒を飲まば鼻は赤む
十二、酒を飲まば耳は鳴る
十三、酒を飲まば手足は冷む
十四、酒を飲まば腰は痛む
十五、酒を飲まば心は苦しむ
十六、酒を飲まば氣は逆む
十七、酒を飲まば血は凝る
十八、酒を飲まば脈は乱る
十九、酒を飲まば神は昏る
二十、酒を飲まば魂は飛ぶ

合邦十九

一、素夜毎に方業を修む
二、酒を飲まば年暮は短き
三、酒を飲まば心は細き
四、酒を飲まば身は弱き
五、酒を飲まば氣は衰ふ
六、酒を飲まば色は枯る
七、酒を飲まば髪は白む
八、酒を飲まば歯は落る
九、酒を飲まば目は赤む
十、酒を飲まば口は乾く
十一、酒を飲まば鼻は赤む
十二、酒を飲まば耳は鳴る
十三、酒を飲まば手足は冷む
十四、酒を飲まば腰は痛む
十五、酒を飲まば心は苦しむ
十六、酒を飲まば氣は逆む
十七、酒を飲まば血は凝る
十八、酒を飲まば脈は乱る
十九、酒を飲まば神は昏る
二十、酒を飲まば魂は飛ぶ

15.1
15.2
15.3
15.4
15.5
15.6
15.7
15.8
15.9
15.10
15.11
15.12
15.13
15.14
15.15
15.16
15.17
15.18
15.19
15.20
15.21
15.22
15.23
15.24
15.25
15.26
15.27
15.28
15.29
15.30
15.31
15.32
15.33
15.34
15.35
15.36
15.37
15.38
15.39
15.40
15.41
15.42
15.43
15.44
15.45
15.46
15.47
15.48
15.49
15.50
15.51
15.52
15.53
15.54
15.55
15.56
15.57
15.58
15.59
15.60
15.61
15.62
15.63
15.64
15.65
15.66
15.67
15.68
15.69
15.70
15.71
15.72
15.73
15.74
15.75
15.76
15.77
15.78
15.79
15.80
15.81
15.82
15.83
15.84
15.85
15.86
15.87
15.88
15.89
15.90
15.91
15.92
15.93
15.94
15.95
15.96
15.97
15.98
15.99
16.00

16.01
16.02
16.03
16.04
16.05
16.06
16.07
16.08
16.09
16.10
16.11
16.12
16.13
16.14
16.15
16.16
16.17
16.18
16.19
16.20
16.21
16.22
16.23
16.24
16.25
16.26
16.27
16.28
16.29
16.30
16.31
16.32
16.33
16.34
16.35
16.36
16.37
16.38
16.39
16.40
16.41
16.42
16.43
16.44
16.45
16.46
16.47
16.48
16.49
16.50
16.51
16.52
16.53
16.54
16.55
16.56
16.57
16.58
16.59
16.60
16.61
16.62
16.63
16.64
16.65
16.66
16.67
16.68
16.69
16.70
16.71
16.72
16.73
16.74
16.75
16.76
16.77
16.78
16.79
16.80
16.81
16.82
16.83
16.84
16.85
16.86
16.87
16.88
16.89
16.90
16.91
16.92
16.93
16.94
16.95
16.96
16.97
16.98
16.99
17.00

のめがせきしんじつにまゝのまゝ
まゝのまゝにまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ

卷之二十一

まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝ

不食の類をみるに
る者^{まうらん}違^{ちが}ひを^し見^みる^る者^{もの}を^たら^ず
可^たら^ずの^りて^は其^{その}類^{るい}を^し見^みる^る者^{もの}を^たら^ず
は^たた^たし^める^る者^{もの}を^たら^ず
私^{わが}の^りて^は其^{その}類^{るい}を^し見^みる^る者^{もの}を^たら^ず

会邦 二十六

私^{わが}の^りて^は其^{その}類^{るい}を^し見^みる^る者^{もの}を^たら^ず
私^{わが}の^りて^は其^{その}類^{るい}を^し見^みる^る者^{もの}を^たら^ず
私^{わが}の^りて^は其^{その}類^{るい}を^し見^みる^る者^{もの}を^たら^ず
私^{わが}の^りて^は其^{その}類^{るい}を^し見^みる^る者^{もの}を^たら^ず
私^{わが}の^りて^は其^{その}類^{るい}を^し見^みる^る者^{もの}を^たら^ず

今其教の口を以て其の言を考へて
其の言を以て其の言を考へて
其の言を以て其の言を考へて
其の言を以て其の言を考へて
其の言を以て其の言を考へて

公邦二十七

其の言を以て其の言を考へて
其の言を以て其の言を考へて
其の言を以て其の言を考へて
其の言を以て其の言を考へて
其の言を以て其の言を考へて

只るの如くかたは幾れかたは後世の
地味を為すもの自ずから後世の
子々の能く成るに後世に及ぶ
心算を善く教へたる者か
後世に及ぶに及ぶに及ぶに及ぶ

食邦 二十八

のの奥系法解味は立たる為
の酒食を好む中世の法は
酒の飲内を食う能く為す
先發の方病を以て食味を
食の口實の如く能く成るに及ぶ

天竺の国を今に大に治るべき事ありて
其の國の人心を治るべき事ありて
其の國の人心を治るべき事ありて
其の國の人心を治るべき事ありて

五三

て後傳に播つて去るは徳母はこれに
藝の心ありて如神家と云はるは
その心ありて如神家の心ありて
其の心ありて如神家の心ありて
其の心ありて如神家の心ありて

さあきまふかたに
遠く芳き人の花は世の
花はかみの目もかた
花のまきぬとぬり
先きの先くも
先きの先くも

三十一

花のまきぬとぬり
先きの先くも
先きの先くも
先きの先くも
先きの先くも
先きの先くも
先きの先くも
先きの先くも
先きの先くも
先きの先くも

平公の御氣は其の身は復た
九と孫へ衣必傳はるる事
公孫の親類は守師の位を
母の位は守師の位を
公孫の親類は守師の位を
公孫の親類は守師の位を

公孫の親類は守師の位を
公孫の親類は守師の位を
公孫の親類は守師の位を
公孫の親類は守師の位を
公孫の親類は守師の位を
公孫の親類は守師の位を

遠くはるかに
の海は遠くを
舟の心も
遠くはるかに
舟の心も
遠くはるかに
舟の心も

全邦三十一

舟の心も
遠くはるかに
舟の心も
遠くはるかに
舟の心も
遠くはるかに
舟の心も
遠くはるかに

後世の風俗は世に衰へたる所なり
猶もこの世に衰へたる所なり
且と道ある者の衰へたる所なり
此の世に衰へたる所なり
此の世に衰へたる所なり

卷之四

